

見本

健診をご予約の方に、こちらと同じ予約票を送付しています。

問い合わせ先
尾張旭市役所 健康福祉部 健康課
保健福祉センター内
TEL 0561-55-6800
FAX 0561-53-9488

5歳児歯科健診のご案内（予約票）

この度は、5歳児歯科健診にお申し込みいただきありがとうございます。
下記のとおり健診のご予約をお取りしております。受診の際はこの予約票と同封の健診票をご記入の上、当日必ずお持ちください。また、来所時には裏面「3.注意事項等」をお守りください。

記

予約日時

令和4年6月4日 (土) [受付時間] 13:00 ~ 13:20

(健診内容: 子どもの歯科健診)

※所要時間は受付後30分程度です。

【健診当日、この用紙を受付にご提出ください。】

体調チェックシート

新型コロナウイルス感染症対策のため、下記内容を事前にご確認いただき、必要事項を記入の上、受診の際はこの用紙と同封の健診票をご持参ください。

1 来場前の確認事項

※以下の項目のいずれかに該当する場合は来場を見合わせ、健康課に欠席する旨をご連絡ください。

- 体温が37.5℃以上ある、体調がすぐれない。
- せき・のどの痛みなど、風邪症状がある。
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる。
- 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された方（無症状も含む）。
- 保健所の指示により、濃厚接触者や健康観察対象者となった方または左記の方と濃厚接触した方。

2 健診当日の体調について

※未記入の場合は受付できません。必ず来場前、事前にご記入ください。

記入欄

受診者（お子さん）

体温 _____ °C

上記1に該当する症状等はない

↑ 該当する場合にレ点を記入してください。

記入欄

保護者

体温 _____ °C

上記1に該当する症状等はない

↑ 該当する場合にレ点を記入してください。

<受診にあたり、下記の枠内についてご確認ください。>

1. 会場

尾張旭市保健福祉センター 【受付場所：1階ロビー（階段前）】

（東側の正面玄関からご入館ください・北側出入口は通行できません。）



2. 持ち物

来所前にご記入ください（記入済みの方から順に受付となります。）

- (1) 同封の歯科健診票 ※お申し込み内容に合わせた健診票を同封（子ども用：2枚複写、保護者用：3枚複写）。記入例を市ホームページ（下記QRコード）に掲載しています。
- (2) 予約票（この用紙） ※来所前に表面（体温等）をご記入ください。

3. 注意事項等

市ホームページは
こちら →



感染予防対策

- 2歳以上の方は必ずマスクを着用し、正しく装着してください。（不織布マスク推奨）
- 手洗い、手指消毒にご協力ください。
- 指定された場所（位置）で順番にお待ちいただきます。健診会場では会話をお控えください。
- 気温に関らず、定期的に窓を開けて換気を行います。体温調整できる服装でお越しください。

受付

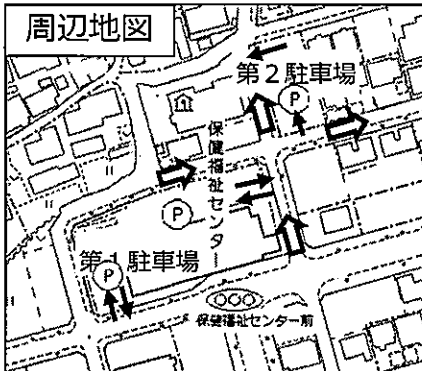
- 受診者1名につき保護者1名まででご来所ください。
（受診するお子さんの兄弟姉妹の同行は可能な限り控えていただき、最少人数でご来所ください。）
- 館内に待合スペースはありません。付き添いの方の同行・来所はご遠慮ください。
- ご来場は必ずご予約の受付時間枠内をお願いします。ご予約の時間枠内であれば、いつでも受付可能です。ご予約の受付時間枠以外の時間帯は受付できません。
（各受付時間の開始時間を多少過ぎてから受付にお越しいただくと、比較的スムーズに受診いただけます。）
- 上記2の持ち物は、受付でご提出いただきますのでご準備ください。

その他

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、開催方法等を変更する場合があります。健診の実施等に関する最新情報については、市ホームページにてお知らせします。
- 予約の変更・キャンセルを希望する場合
この予約票が届いた日以降は、健康課に電話（0561-55-6800）でご連絡ください。

● 駐車場のご案内 ●

車でお越しのかたは、保健福祉センター第1駐車場または第2駐車場をご利用ください。なお、安全のため、第2駐車場内は一方通行にご協力ください。



- ➡ 一方通行
- Ⓟ 保健福祉センター駐車場
- ➡ 駐車場 出入口



駐車場内では以下の点にご注意願います

- ・駐車場で遊ばない
- ・お子様から目を離さない
- ・手をつないで歩く
- ・駐車場内では徐行する
- ◆受診後は速やかに車のご移動をお願いします。

● 台風等の悪天候時の対応について ●

- ・各健診日の最初の受付時間枠の開始時間2時間前の時点で、尾張旭市に暴風警報が発令されている場合は健診を中止します。それ以降は、暴風警報が発令された場合にその時点で健診を中止します。
- ・中止になった場合の事後対応については調整の上、後日、市ホームページにてお知らせします。